

質問回答

No.	質問	回答
1	仕様「2-(2)(ア)①選定教育機関について」の研修は、記載事項(i)～(iii)以外の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	仕様「2-(7) 効果的な人材育成事業の取組推進に向けた検討等」における「(イ) 教育機関と地域の連携及び地域中核人材育成事業によって期待されるCO2排出削減効果等の算出」および「(ウ) 本委託業務実施による地域脱炭素への効果等の算出」の検討とは、本委託業務の実施そのものによる効果等の算出を検討するのでしょうか。	本業務実施によって生じる波及効果等を含め、本業務実施により得られる効果等の算出について検討いただくものです。
3	本業務と「令和3年度／令和4年度地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成委託業務」（以下、「令和3年度業務／令和4年度業務」）との関連性について	—
	(ア)本業務と上記業務は内容が類似しているように見えますが、両業務に関連性はありますか？両業務の違いはどのような点にありますか？	両業務は対象と目的が異なります。令和3年度業務／令和4年度業務は社会人向けの事業であり、地域における即戦力人材の育成を目的としているものです。 本事業は研修を実施する期間を2(2)(ア)①の教育機関に限定した学生向けの事業であり、脱炭素分野を志向する学生の育成を通じ、脱炭素に対応できる人材の底上げすることを目的としているものです。
	(イ)本業務実施にあたり、「令和4年度業務」受託事業者との連携は必要ですか？必要である場合、どのような連携を想定されていますか？	ご質問中にあります『「令和4年度業務」受託事業者』との連携について、必須ではありません。
	(ウ)「令和3年度業務」の活動団体の公募対象者には国立大学法人、公立大学法人、学校法人が含まれています。「令和4年度業務」でも活動団体として教育機関等の公募を実施・想定されていますか？その場合、本業務の「2.(2)研修を実施する教育機関の選定等に関する業務」との違いはどのような点にありますか？	ご質問中にあります「令和4年度業務」については、令和4年度における活動団体の公募を予定しておりません。「令和4年度業務」について、ご不明点等ありましたら、担当部署である地域政策課地域循環共生圏推進室までご連絡ください。
	(エ)「令和3年度業務」では各団体の活動費は1,000万円とされている（「令和4年度業務」の活動費は把握しておりません）一方、本業務の「(2)研修を実施する教育機関の選定等に関する業務」の再委託金額は50万円程度となっております。両者で、想定されている活動内容にどのような違いがありますか？	本業務の研修は、2(2)(ア)①の通り、教育機関の研究・実践に基づく、学生を対象にした、例えば地域への参画やフィールドワークのような活動を1週間程度実施するものを想定しております。一方、ご質問中にあります「令和3年度業務」の研修は、主に自治体や企業等の職員を対象とし、例えばワークショップや講義等への参加のような活動を数ヶ月から半年以上かけて長期的に実施するものとなっております。
4	「2.(2)研修を実施する教育機関の選定等に関する業務」における教育機関を募集するための広報について	—
	(ア)公募に係る広報の媒体として、環境省のWebサイトを利用することは可能ですか？	環境省Webサイトをご利用いただくことは基本的に想定しておりませんが、業務実施の中で必要であれば、環境省担当官と協議の上、環境省Webサイト上でリンク等の設定をすることは可能です。
	(イ)公募を行う場合、応募教育機関が計15機関に満たない可能性もあると思いますが、それは許容されますか？規定数に満たない場合、受託者が自社のネットワークを活用して直接教育機関に働きかけ等を行うことにより、規定数を確保する必要があるでしょうか？（規定数を確保する責任を負う必要がありますか？）	仕様書の記載通り、公募や受託者による広報活動等を通して、規定数を確保する責任を負っていただくこととなります。
5	「2.(1)プロジェクトマネージャーの配置」(エ)記載の「適正な予算執行がなされているか予算の管理」に関して、再委託先の団体から個別証憑や業務日誌等を提出してもらい、環境省の精算に係る規程に従い、受託者が内容を確認する必要がありますか？	教育機関に対する再委託額50万円が、仕様書に記載の「選定教育機関が行う研修」に関係のない備品や旅費等に使われていないかをしっかりと管理していただきたいという趣旨でございます。その上で、業務実施において関係する各種法令・規定等は遵守願います。